

骨子案について

これまでの本委員会における意見や庁内検討を踏まえ、9月の県議会常任委員会において、次のとおり次期改定計画の骨子案を報告する。

令和5年4月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、計画期間を令和9年3月までとしていることから、令和9年度を初年度とする計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第6期となる改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

ウ 計画期間

令和9年度から令和14年度までの6年間とし、4年目（令和12年度）に中間見直しを行う。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 計画の継続性の維持と新たな課題への対策の充実

- (ア) 現行計画の3つの大柱「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」、「しくみづくり」は踏襲する。
- (イ) 関連法令等の改正による国の動向、市町村の実態等を踏まえ、各施策に反映させる。
- (ウ) 市町村による包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）の推進に対する県の支援を充実させる。

イ 他の福祉計画との調和を図った総合的な推進

- (ア) 高齢、障害、子ども等の分野との調和を図った計画として位置付ける。
- (イ) 制度の狭間で他計画からこぼれてしまう課題やその対応について盛り込む。

ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

- (ア) 頼れる身寄りのない高齢者等への支援の充実
- (イ) 成年後見制度等の適切な利用の支援
- (ウ) 福祉人材の安定的な確保及び定着支援
- (エ) 平時からの災害福祉支援の体制整備

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

- 令和8年11月 第3回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会
において改定計画素案の報告
社会福祉審議会において改定計画素案の審議
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
- 令和9年2月 第4回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会
において改定計画案の報告
- 3月 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
社会福祉審議会において改定計画案審議
改定計画の決定

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨等

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画の基本目標
- エ 計画の期間

(2) 「地域福祉」に関する県の考え方

(3) 圏域の設定

2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- (1) 人口・世帯構造の変化
- (2) 高齢者の状況
- (3) 子どもを取り巻く状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- (6) 生活困窮者等の状況
- (7) 地域における支え合いの状況
- (8) 外国人数の状況
- (9) バリアフリーの街づくり
- (10) 災害対策
- (11) 地域福祉に関わる制度の主な動向

3 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

- (1) 地域福祉をめぐる課題
- (2) 今後取り組むべき重点事項 ※すべての中柱を重点事項とする。
- (3) 本計画の施策体系

4 施策の展開

(1) ひとづくり

- ア 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ウ 福祉介護人材の安定的な確保・定着対策の推進

(2) 地域（まち）づくり

- ア 地域における支え合いの推進
- イ 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり

- ウ バリアフリーの街づくりの推進
- エ 平時からの災害福祉支援の体制整備

(3) しくみづくり

- ア 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ウ 生活困窮者等の自立支援

5 計画の推進体制